

## 令和2年度消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合 議事要旨

日時：令和2年5月12日（火）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室（404）

（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、TV会議システムにより開催）

出席者：外部有識者 石堂 正信 公益財団法人交通協力会常務理事

川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社代表取締役社長

田口 義明 名古屋経済大学名誉教授

小林 航 千葉商科大学政策情報学部教授

中空 麻奈 BNPパリバ証券グローバル統括本部副会長

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

議題： 公開プロセス対象事業の選定について

概要： 行政事業レビュー実施要領第2部3（1）①の規定に基づき、公開プロセス対象事業候補である「電子商取引表示調査」、「リコール情報周知の推進」、「若年者向け消費者教育教材の普及促進」、「買上調査による検証事業」の4事業について、担当課室から事業の概要を説明した後、外部有識者による意見交換が行われ、多数決の結果、「若年者向け消費者教育教材の普及促進」を公開プロセスの対象事業として選定した。

なお、外部有識者からの主な指摘事項は以下のとおり。

### ○電子商品取引表示調査について

- ・この事業の最終的な目的は、インターネット上にある疑わしい表示から、景品表示法上問題があるものを絞り込んで、それに対して適切な対応をすることであろうが、本調査事業の予算は、その端緒情報を得るために直接的な経費に限られているのではないか。
- ・公募で募集する調査員の地域や年齢層などの属性に偏りが生じている場合は、多くの人から様々な情報を得るという目的に合致していない可能性があると思われる。

### ○リコール情報周知の推進

- ・リコール情報サイトの仕組みは、サイトにリコール情報を広く掲載して消費者に自動的に見てもらうことでリコール品による事故を防ぐというものだが、実際にはリコール品による事故は絶えない。この基本的な仕組みの下で消費者への周知を図ることには限界がある。サイトを続けるのであれば、集めたデータをいかに活用するかという情報発信に重点を置く必要があるの

ではないか。

- ・消費者庁のサイトで情報周知が出来たとみるエビデンスがあるかどうか。

#### ○若年者向け消費者教育教材の普及促進

- ・「社会への扉」(若年者向け消費者教育教材)を作成する際に徳島県で実践したことを今後活かしていくことが重要。
- ・若年者の消費者教育は成年年齢の引下げが2年後に迫っているという状況を踏まえると現在の重要な政策課題であり、レビュー事案としても重要な事業であると考える。
- ・予算の執行について年度毎にばらつきがあるのはなぜか、また、消費者トラブルは若年層だけではないと思うが、そもそもどれくらいの割合があるのか。
- ・教育を受けた高校生が「役に立った」と感じたかなどはどういった形で把握しているのか。

#### ○買上調査による検証事業

- ・検査について、事後検査は抜き打ちで受付が省略して行われるので、事前と比べてコストが低いと思われる。そのように考えた際、事後検査がある程度効果的なものであるならば、事前検査から事後検査にシフトすることで全体の予算が下がるのではないかと思うが、そのような視点をアウトカムの中に盛り込むことできないのか。
- ・本事業は、機能性表示食品について、表示された成分の含有量のみをチェックするものであり、機能性の根拠自体をチェックするものではない。機能性の根拠のチェックは他の事業でやっているということであれば、この事業だけを行政事業レビューの対象とする意味は乏しいのではないか。
- ・次年度のレビューでは、成分の科学的根拠をチェックしている事業とセットにして検証すべきである。
- ・何をもって買い上げ対象のものを選ぶか、恣意性がないように調整されているのか。

### ○公開プロセス対象事業の選定について

取りまとめ役の石堂氏の提案により多数決で決定することとなったが、議論の内容を踏まえ、仮に「買い上げ調査による検証事業」を選定した場合、機能性表示食品制度全般を対象事業とするか、又は本事業のみを選定事業にすべきか議論され、今回は本事業のみを対象とすると整理した上で多数決が行われた。

川澤氏は、予算の規模や徳島県での実践を踏まえて議論ができるところから「若年者向け消費者教育教材の普及促進」を選択。

田口氏は、「リコール情報周知の推進」を選択。  
小林氏は、行政事業レビューの枠を狭めて事業の在り方・制度の在り方そのものを見直すことを行わないのは、行政事業レビューそのものが形骸化してしまうことを懸念し、「買上調査による検証事業」を選択。

中空氏は、川澤氏と同じ理由で「若年者向け消費者教育教材の普及促進」を選択。

松村氏は「若年者向け消費者教育教材の普及促進」を選択。

上記の結果、「若年者向け消費者教育教材の普及促進」を公開プロセス対象事業として選定することとなった。

### 【配布資料】

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 行政事業レビュー外部有識者一覧
- 資料 3-1 令和2年度行政事業レビュー公開プロセス候補事業
- 資料 3-2 令和2年度行政事業レビュー事業単位整理表
- 資料 4-1 「電子商取引表示調査」事業概要
- 資料 4-2 「電子商取引表示調査」ロジックモデル
- 資料 5-1 「リコール情報周知の推進」事業概要
- 資料 5-2 「リコール情報周知の推進」ロジックモデル
- 資料 6-1 「若年者向け消費者教育教材の普及促進」事業概要
- 資料 6-2 「若年者向け消費者教育教材の普及促進」ロジックモデル
- 資料 7-1 「買上調査による検証事業」事業概要
- 資料 7-2 「買上調査による検証事業」ロジックモデル
- 参考資料 行政事業レビュー実施要領

以上